

## 韓国知的財産ニュース 2014 年 3 月後期

(No. 267)

発行年月日：2014 年 4 月 18 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、3 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

※今号はありません。

#### 関係機関の動き

- 2-1 「韓・英共同研究協約ガイドラインの発足式」を開催 (3. 20)
- 2-2 国際知識財産研修院、サウジ特許審査官に教育実施 (3. 25)
- 2-3 特許のビックデータから未来の産業を導き出す (3. 26)
- 2-4 韓国特許庁、国家知識財産教育の訓練計画を発表 (3. 28)
- 

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 パテントトロール、サムスンと SK を狙った (3. 18)
- 3-2 AMD、LG 電子を対象に特許侵害訴訟を提起 (3. 20)
- 3-3 現代車、売上げ比の被訴件数が世界最高 (3. 25)
- 3-4 サムスン、日本の特許訴訟でアップルに敗訴 (3. 26)
- 3-5 アップル、サムスンとの 2 回目の訴訟で 20 億ドルの損賠要求 (3. 31)

#### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 KIPO、4 月 1 日から商標・デザインまで一括審査拡大実施 (3. 27)

#### その他一般

- 5-1 13 年の韓国の国際特許出願世界 5 位 (3. 19)

## 法律、制度関連

※今号はありません。

## 関係機関の動き

### 2-1 「韓・英共同研究協約ガイドラインの発足式」を開催

韓国特許庁(2014. 3. 20)

韓国特許庁は、イギリス特許庁と駐韓イギリス大使館とともに、3月20日に「韓・英共同研究協約ガイドラインの発足式」を開催する。

今回の発足式には、キム・ヨンミン長官を始め、イギリス外交通商部の Barbara Woodward 次官、駐韓イギリス大使館の Scott Wightman 大使、韓国の大学や公的研究機関、企業の各関係者が参加する予定だ。

同ガイドラインの開発は、韓国とイギリスの大学や研究機関、および企業が共同で研究開発を行うとき、研究の手続きや特許権などの成果の帰属、収益の配分などに関する内容を明確に規定し、研究開発主体の間で発生し得る問題を事前に回避することで、国同士の共同研究が活性化され、科学技術の発展のための国際協力の活性化に貢献でき重要とされる。

①2012年外国財源による研究費：1,902億ウォン(前年比70.1%増加)

②国内の研究費投資金額における外国財源の割合：2007年0.2%→2008年0.3%→2009年0.2%→2010年0.2%→2011年0.2%→2012年0.3%(出処：2012年、研究開発活動調査報告書(国家科学技術委員会))

このガイドラインは、イギリス特許庁と韓国特許庁(研究遂行機関：韓国知識財産戦略院)の約2年間の共同研究により導出された。

イギリスの大学・公共研究機関と企業の共同研究協約ガイドラインである Lambert Toolkit※に基づき、韓国の産学協同研究及び成果配分関連の法律と制度を反映した。

※イギリスの大学や企業などが国際共同研究プロジェクトの遂行関連協約を締結する際、研究成果である特許権の所有と活用、成果配分について参考できる共同研究の類型別ガイドライン

共同研究の主体、成果物である知的財産権の所有権帰属に応じて3つのモデルと3つの細部ガイドラインに構成されている。▲モデル1は、大学・公共研究機関と企業が共同研究を遂行し、知財権は大学・公共研究機関が所有し、企業は専用、又は通常実施件を有する場合、▲モデル2は、大学・公共研究機関と企業が共同研究を遂行し、知財権

は企業が所有し、大学・公共研究機関は学術的な目的で活用する場合、▲モデル 3 は、政府の財源で両国の大学・公共研究機関が共同研究を遂行し、知財権は、共同で所有・活用する場合だ。3 つの細部ガイドラインには、両国の研究者が法律と制度の違いにより協約締結時に不利益を受けないよう、協約の用語辞書と案内手引書が盛り込まれている。

こうした国際共同研究の協約ガイドラインの開発についてイギリスは、韓国を始め、インドや中国、ブラジルとも推進しており、今後、同ガイドラインが韓国とその国間の共同研究にも活用できると期待されている。

キム・ヨンミン長官は、「未来部などの関連部署と連携して政府 R&D 投資のうち、国際共同研究の課題について、同ガイドラインに基づいて国内の研究開発の主体を保護でき、イギリスだけでなく、今後、米国や欧州との国際共同研究協約としても活用できる多国籍ガイドラインを開発し、国家間の研究開発の活性化と知財権の成果創出の拡大に向けた土台を固めていきたい」と述べた。

## 2-2 国際知識財産研修院、サウジ特許審査官に教育実施

韓国特許庁(2014. 3. 25)

韓国特許庁は、3月25日から4月4日までの約2週間、国際知識財産研修院において、サウジアラビアの特許審査官を対象に韓国の知的財産制度や、特許審査の実務などに関する研修を行う。

今回の研修は、サウジアラビア特許庁の要請により開設された特別課程として、サウジアラビア特許審査官約10人が韓国を訪れ、知的財産制度をはじめ実態審査、特許情報システムなど、韓国の先進化した特許行政システム及び知財政策について教育を受ける予定だ。

特許庁は、2012年から湾岸協力会議特許庁(GCCPO, Gulf Cooperation Council Patent Office)をはじめ、中東地域の特許審査官を対象にオーダーメイド教育を実施しており、これを通じて韓国の特許システムの優秀性を広報し、同地域の特許審査官の審査能力の向上に取り組んできた。

こうした取り組みの結果、最近中東地域では、韓国特許庁の研修に参加を希望する国が増えており、さらには、韓国特許庁審査官から直接来てもらい、特許審査の代行を求める国が登場するなど、特許行政の韓流ブームが中東で巻き起こっている。

実際に韓国特許庁は、2月、アラブ首長国連邦(UAE)と特許審査官のUAE現地派遣による特許審査の代行、UAE特許庁の設立、特許関連の法・制度の設計及び人材育成などに関するコンサルタントを内容とする知財権の了解覚書(MOU)を締結した。

韓国特許庁国際知識財産研修院のビョン・フンソク院長は、「今回の研修を通じて、これまで蓄積してきた韓国の先進的な特許システム及び審査実務のノウハウを紹介し、中東地域の特許行政が成長できるよう最大限支援し、これに基づいて中東との交流協力の活性化など知的財産の韓流(K-IP MOVE)を拡大していきたい」と述べた。

## 2-3 特許のビックデータから未来の産業を導き出す

韓国特許庁(2014. 3. 26)

韓国特許庁は、今年 5 つの産業分野(農林水産食品、部品、LED/光、再生可能エネルギー、海上/航空輸送)について、大規模の特許分析を通じてオリジナル・コア特許を創出できる有望な未来技術を選定する「国家特許戦略の青写真構築事業」(以下、青写真事業)を推進すると発表した。

最近、特許が世界の研究者の高級知識を蓄積した「技術の宝庫」であることに着目し、特許というビックデータから技術発展の跡を顧みること、今後のあり方を模索する様々な取組みが行われている。オリジナル・コア特許を先取りできる「芽の段階」の新技術を見つけ出して研究者に提案することで、効率的な特許確保に繋がる取り組みだ。

韓国特許庁は、世界の大規模特許情報を分析し、未来の有望技術を選定する青写真事業を企画し、2012 年から推進しており、人文社会分野を除いた全産業分野を 18 大産業分野に分類し、毎年 3~5 の産業分野ずつ、2015 年をめどに 18 産業全体の特許戦略青写真を構築する予定だ。

青写真事業は、産業別に特許観点の客観的な技術体制を構築し、大規模な特許分析を通じて、有望な未来技術を選定した後、オリジナル・コア特許を創出できる 10 大有望技術として選定して R&D 戦略を確立し、企業と政府部署に提供する方式で推進されている。

今年には、農林水産食品、再生可能エネルギー、海上及び航空輸送、LED/光、部品など 5 大産業分野を推進する予定であり、3 月 25 日、2014 年事業の始まりを宣言する着手会議を開催した。

この日の会議では、未来部・産業部・農食品部などの国家 R&D 企画専門家、特許庁審査官及び各産業分野を代表する産官学技術専門家など約 70 人が参加して細部事業の推進方向を議論し、今年度の青写真の構築を本格スタートした。

特に、今年には、各産業分野の未来社会の見通しと未来の戦略製品に基づいて有望技術を導き出し、政府部署の需要者に合わせた特許戦略技術ロードマップが確立できるよう、重点的に推進する計画だ。

キム・ヨンミン長官は、「青写真の事業から導き出された有望技術を重点的に研究開発し、オリジナル・コア特許を確保できれば、国の R&D 効率化に大きく貢献でき、韓国企業が携帯電話や自動車に続く新しい未来の産業を模索するうえでも大変有用になるはず」だとコメントした。

添 付

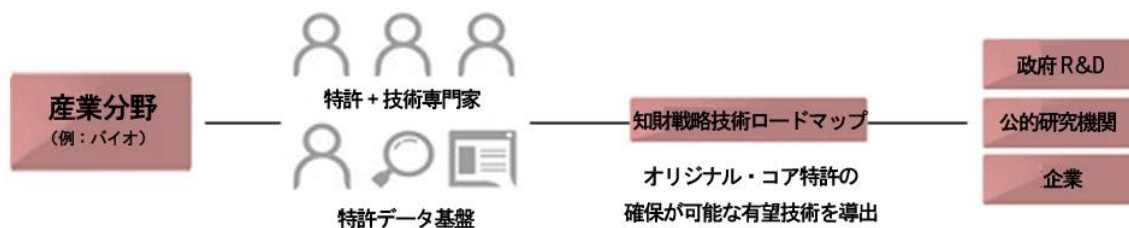
2014 年の国家特許戦略青写真構築事業の概要

## 1 事業の概要

### □ 事業の目的

○ 産業分野別の大規模特許を分析し、オリジナル・コア特許の創出が可能な有望な未来技術の選定及び国レベルの特許確保戦略を提示

\* 国家科学技術委員会の本会議(2011年4月19日)の「第2次研究成果の管理・活用の基本計画(2011～2015)」において本事業を2012年施行推進することを議決



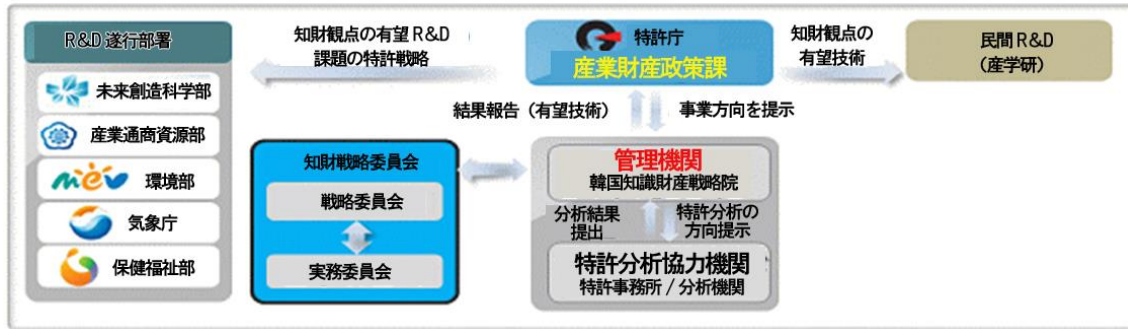
### □ 推進内容

○ 産業分野を18大産業分野に分類し、毎年4～6の分野を選定・推進して全ての産業分野を対象に総合的な国家特許戦略の青写真を構築

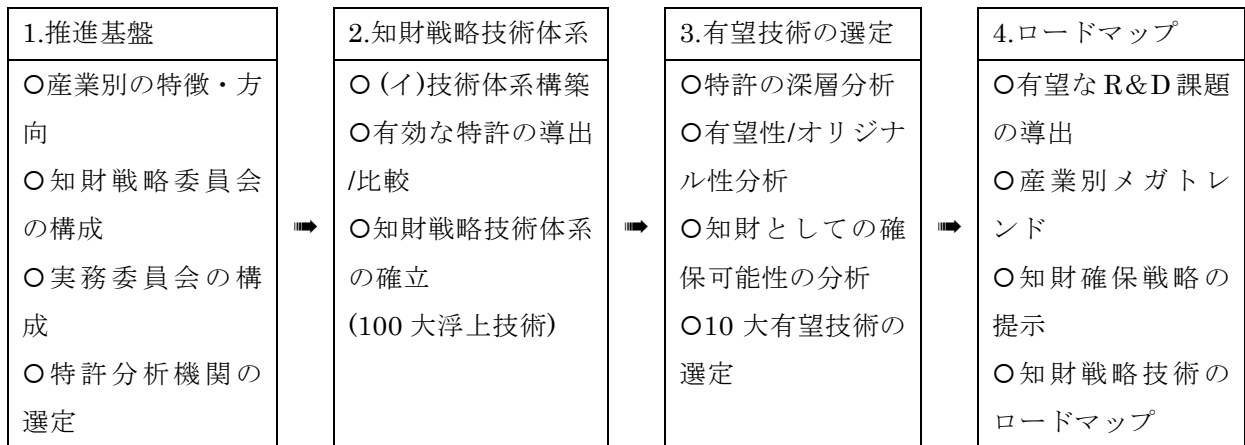
- 産業分野別の知財戦略技術体系、有望な技術及び知財戦略技術ロードマップ構築

年度	産業分野	備考
2013年	3分野 ① 移動通信、② バイオ産業、 ③ ロボット	産業別の10大有望技術を選定
2013年	4分野 ④ 産業融合、⑤ 素材産業 ⑥ エネルギー資源、⑦ 環境/気象	産業別の10大有望技術を選定 産業別の知財戦略ロードマップを策定
2014年	5分野 ⑧再生可能エネルギー、⑨LED/光、⑩農林水産食品、⑪部品、 ⑫海上/航空輸送	
2015年	6分野 ⑬陸上交通、⑭情報通信メディア、⑮半導体、⑯ディスプレイ、 ⑰電力/原子力、⑱製造基盤	

### □ 推進の体制



□ 推進のプロセス



□ (推進の基盤)産業別の特性に基づいた推進方向及び推進基盤構築

- 産業分野別の技術周期などを踏まえて推進方向を設定
- 戦略委員会：最高議決機構
  - 部署の R&D 企画専門家 (PM、PD)、産学研の技術専門家、知財専門家
- 実務委員会：推進過程の技術諮問・技術実現の可能性を検討
  - 細部の技術別における産学研の関連技術専門家(約 40 人前後)
- 特許分析協力機関：特許事務所及び特許分析専門機関
  - 機関別に最小 4 名、最大 10 名を投入



□ (知財戦略技術体制)最近の特許の分布中心の技術体制を構築

大分類	中分類	小分類		コア技術	
		IPC	分類名		
A61K 「医薬バイ	A61K031/048	A61K/039	たんぱく質 医薬品	1)たんぱく質	たんぱく質/機能性分子の融合技術

オ」 	「再組合せ 医薬品」 			融合技術	たんぱく質/たんぱく質融合技術 たんぱく質/高分子融合技術
					人工たんぱく質の設計技術
					たんぱく体/遺伝体/
					2) 糖たんぱく質の製造技術
C12Q /G01N /G06Q 「融合バイオ」	G01N24/08 「医療/バイオ分析設備」 	A61K035	細胞の 治療剤	誘導万能幹細胞	
				2)植物幹細胞	
				----	
C12Q /G01N /G06Q 「融合バイオ」	G01N 「医療/バイオ分析設備」 	G01N	3)医療映像技術	超音波映像機器	
				X線の映像機器	
				自己共鳴映像機器	
				核医学映像機器	
				内視鏡	
				医療映像の信号処理技術	
その他医療映像新技術					

- R&D 企画のための技術体系及び R&D 現場の技術需要を反映して 1 段階の技術体系を確立
- 1 段階の技術体系において国際特許分類(IPC)を取り入れ、該当の有効特許を配分・比較し、特許観点からの新規技術体系を導出
  - 1) 該当の有効特許の分布と比較し従来のコア技術を分離
  - 2) 1 段階の技術体系に有効特許を配分、分布を比較し、特許観点のオリジナル技術を追加
  - 3) 小分類段階の有効特許をグルーピングし、逆にコア技術段階を導出

□ (有望技術の選定)コア・オリジナル特許の確保が可能な有望な未来技術を選定

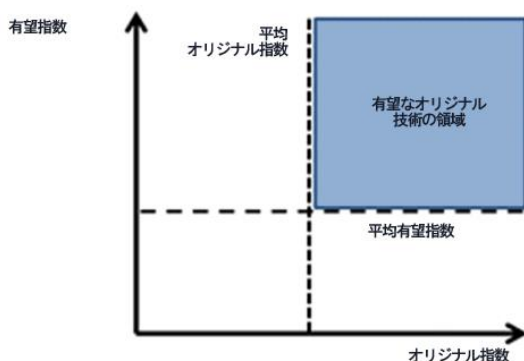
## 1) 100 大有望技術の候補を選定

- 最近関心が高まっているコア技術単位の浮上技術を候補として選定

出願増加率(絶対値)、出願占有率(相対地)、市場指数(国別の外国人出願の増加率)、技術発展段階、技術開発競争、技術波及度、融合指数

## 2) 10 大有望技術の選定

- 深層分析を通じて有望性とオリジナル性の高い 10 大コア技術を選定し、確保可能な特許の類型を定義



### IP 有望指数

- 小分類及びコア技術の発展トレンド
- 先導プレイヤーの技術発展トレンド
- 細部の技術発展トレンド

### IP オリジナル指数

- 空白特許技術(目的・解決手段)
- 最近研究開発が始まっている技術

### < 特許確保類型の定義 >

IP 類型		定義
S 級	オリジナル特許	・技術的な概念を初めて実現した特許
A 級	戦略特許	・技術を具体化・高度化・製品化するためのコア技術に対する特許 ・独自製品及び量産技術で戦略的な提携(クロスライセンス)可能な特許
B 級	改良特許	・製品を効率的に量産するため、従来技術を改善した特許

- (知財戦略技術ロードマップ)未来の有望技術別の時系列的な知財権確保戦略を提示

- 10 大有望技術別の追加的な特許深層分析を通じて、空白領域中心の細部要素技術を導き出し、そこから有望 R&D アイテム(課題)を提示



- 有望 R&D アイテム(課題)の研究開発の主体及び長・短期戦略を提示

□ 推進の成果

- 政府 R&D 対象の主な成果

年度	区分	主な成果
2012 年	政府 R&D 調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未来部の技術性評価に評価資料として反映</li> <li>○ 未来部の R&amp;D 重点的な投資方向、中期の投資戦略確立時に活用</li> <li>○ 産業部の情報通信産業融合オリジナル R&amp;D 戦略の確立時に反映</li> </ul>
	R&D 部署 企画課題の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3 大の産業分野に計 56 の有望技術を選定して産業部、放送通信委員会などの R&amp;D 企画課題として計 21 を採択</li> <li>○ 知財戦略技術体系を産業部、国土部 R&amp;D 事業の技術体系として活用</li> </ul>
2013 年	政府 R&D 調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未来部の技術性評価に評価資料として反映</li> <li>○ 未来部の第 2 次国家融合技術発展基本計画の確立時に反映</li> <li>▶ ○ 未来部の R&amp;D 発展戦略の未来のコア有望技術選定及び技術戦略確立時に反映</li> <li>○ 産業部の戦略企画団のメガプロジェクト主要課題の導出時に反映</li> </ul>
	R&D 部署 企画課題 反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ○ 4 大産業分野の 40 の有望技術及び 133 の有望 R&amp;D アイテムを選定・提示</li> <li>○ 未来部、産業部、環境部、文化体育館後部、気象庁など 30 の新規 R&amp;D 企画課題に活用</li> </ul>

< 事業推進結果の主な統計 >

年度	産業分野	コア技術	有望技術候補	有望技術	R&D 課題	関連部署
2012	移動通信	310	100	28	46	未来部

年	バイオ	146	100	12	43	産業部,福祉部,国土部
	ロボット	64	64	17	24	産業部
2013 年	融合	191	100	10	45	未来部,産業部,文体部, 福祉部
	素材	213	102	10	31	未来部, 産業部
	エネルギー・ 資源	268	109	10	29	産業部
	環境・気象	19 件	96	10	28	産業部, 環境部, 気象庁

○民間 R&D 対象の結果報告書を配布

- (2012年事業)最終報告書 102 部\*を配布し、活用度の調査(2013年7月)の結果、78.7%が有用\*\*と回答

\* 2013年4月、公共機関 27ヶ所、大学 19校、民間企業 55社の冊子及び電子ファイル配布

\*\*活用分野は「特許技術動向の習得」、「R&D 中長期戦略の確立」、「R&D 企画」、「新規 R&D アイテムの選定」順に有効に活用したと回答

- (2013年事業) 最終報告書、2014年4月に冊子及びポータルサイトを通じて配布する予定

## 2-4 韓国特許庁、国家知識財産教育の訓練計画を発表

韓国特許庁(2014. 3. 28)

韓国特許庁は、創造・知識経済時代をリードする特許戦士を育成するため、2013年度の知的財産教育訓練総合計画を発表した。

国際知識財産研修院は、公務員や一般人、企業家、小中高の生徒、外国人などを対象とする 253 の集合教育課程と、250 のオンライン教育課程を開設し、年間約 43 万人(集合 1.1 万人、オンライン 42 万人)に対する教育を実施する。

とくに、今年は、研修院が国内の知的財産教育機関としては始めて、単位バンク制の教育課程(「知識財産の概論」科目)を開設する。これを通じて専門教育サービスを提供できるようになり、特許係争に強い専門家を育成する窓口として活用する計画だ。

一般集合教育課程では、特許庁審査・審判官のみを対象としていた知財権の法律・制度及び新技術の専門教育過程を一般にも開放し、科学技術の急速な発展と社会的条件の変化に伴い、従来は知的財産の対象ではなかったコンピュータプログラムなどの ICT 技術と新品種、遺伝資源、キャラクター、匂い・音商標、営業秘密などの新知的財産分野

の権利化過程について体系的な教育を受けられる教育課程も開設される。さらに、海外で韓国の中小・中堅企業が特許係争に積極的に対応できるよう、主要国の知的財産権の出願及び紛争の対応のための教育課程も設けた。

研修院内の発明教育センターでは、小中高の生徒 3,300 名を対象に発明教育を実施する。これは、地方・中小都市の生徒にとって発明教育に触れられる良い機会になるだろう。

知的財産分野の優秀な講師を確保することが優秀な人材の育成につながるという趣旨の下、研修院と国家知識財産教育発展協議会が共同で「知的財産専門の教授要員登録制度」を施行する。

また、オンラインの知的財産教育受講者にチュートリアルサービスを実施することで、受講生が受講期間中に専門家とコミュニケーションできる機会を提供し、教育が現業に適用できるような雰囲気を作れるよう、「知的財産教育活用大会」なども開催する予定だ。

国際知識財産研修院のビョン・フンソク院長は、「特許戦争時代において国と社会、個人が生き残る道は、有能な知的財産の戦士を育成することにある。特許庁の国際知識財産研修院は、今年教育訓練を通じて国の繁栄と産業発展をリードする人材が育成されることを希望する」と述べた。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 パテントトロール、サムスンと SK を狙い定め

デジタルタイムズ(2014. 3. 18)

世界メモリー半導体市場を引っ張っているサムスン電子と SK ハイニックスを狙った海外競合会社と「パテントトロール」のけん制が本格化している。

17日の半導体業界によると、代表的な特許管理会社として上げられている米国の DSS テクノロジーマネージメントは、半導体製造の工程技術と関連し、サムスン電子を米国テキサス東部地方裁判所に提訴したという。台湾の TSMC と日本の NEC も訴訟対象にされたが、最も規模が大きいサムスン電子を狙ったというのが業界の分析だ。

スイ特許事務所のチョン・ドンジュン弁理士は、「パテントトロールは、自社特許の価値を高める手段として、韓国の半導体メーカーを狙って訴訟を提起するが多い。サムスン電子としては、製品を生産しないパテントトロールとの訴訟であるため、販売差止めなどを要請できなく、控訴以上の逆攻撃は難しいかもしれない」と説明した。

一方で、SK ハイニックスは、東芝とサンディスクから攻撃を受けている。東芝は、SK ハイニックスの元職員が自社技術を持ち出したということが発見して 1 兆ウォン規模の

訴訟を提起し、日本の警察が捜査している。サンディスクは、米カリフォルニアサンタクララ高等裁判所において、SK ハイニックスを相手にフラッシュメモリー関連の技術流出の疑いで訴訟を提起し、フラッシュメモリー販売差止めと損害賠償も求めた。

これに関連し、チョン弁理士は、「市場でシェアを失いつつある米国と日本の製造会社が特許訴訟を利用して巻き戻しを図ろうとする公算が隠れている。この場合、SK ハイニックスは、別途の訴訟で対応することもできる」とコメントした。

今回の訴訟について業界の専門家は、サムスン電子と SK ハイニックスをけん制する目的があると分析した。業界のある関係者は、「米国と日本で特許訴訟が進められるため、サムスン電子と SK ハイニックスの営業にも支障を及ぼす可能性は十分にある」と指摘した。

このように、海外メーカーがサムスン電子と SK ハイニックスを集中攻撃する理由は、両社が関連市場で最も優れた成果を出しているからだと分析される。D-RAM エクステンションによると、昨年、サムスン電子の D-RAM 市場のシェア率は 36.68%、NAND フラッシュ市場では 38.05% を占めるなど、首位の座を維持している。SK ハイニックスは、D-RAM 26.98%、NAND フラッシュ 13.1% のシェアで 2 位となっている。

サムスン電子と SK ハイニックスは、こうした動きについて「訴訟の内容を綿密に検討してから対応したい」という慎重な姿勢を示した。

<ソ・ヨンジン記者>

### 3-2 AMD、LG 電子を対象に特許侵害訴訟を提起

デジタルタイムズ(2014. 3. 20)

米国の CPU・GPU メーカーAMD 社が LG 電子を相手に、グラフィックとマイクロプロセッサ技術の特許訴訟を提起した。

20 日の業界によると、AMD 社とその子会社 ATI テクノロジーULC は、6 日、米カリフォルニア北部の地方裁判所に LG 電子を相手に特許侵害訴訟を提起したという。

AMD は、LG 電子が△多重作業グラフィック処理システム (US7742053) △バックグラウンドビデオコントロール (US6784879)、△マイクロプロセッサ (US5898849)、△USB コントローラ (US6266715) など、自社特許 9 件を無断で使用していると主張した。訴訟対象製品は LG の G2、G フレックス、オプティマス F6・F3Q、G プロ、LG スペクトラム 2 など、LG 電子の戦略ラインが大勢含まれている。

AMD は、「LG 電子がわが社の技術を無断で適用し、それを米国で販売している」と主張している。これについて LG 電子はまだ公式コメントをしていない。LG 電子の関係者は、「AMD が訴訟を提起していることは知っているが、まだ訴状を受け取っていないため、公式のコメントは難しい」と述べた。

<ソ・ヨンジン記者>

### 3-3 現代車、売上げ比の被訴件数が世界最高

電子新聞(2014. 3. 25)

現代自動車が主な完成車メーカーの中では、売上高に比べ多くの特許訴訟に苦しめられていることが分かった。IT 融合技術に対する訴訟が多い中、ほかのメーカーは訴えられる件数の少ない一般製造技術の特許係争が多く、積極的な対応が求められるという指摘が提起された。

25 日の知識財産研究院によると、現代車は、2011 年から 2013 年までの 3 年間、世界で 45 件の特許訴訟を提訴された。これは、トヨタ(70 件)より少なく、GM(39 件)とは同様の水準だが、フォルクスワーゲン(24 件)やダイムラー(10 件)よりはるかに多い。

特許訴訟件数を 2012 年の売上高に割った数値は、現代車が 0.50 と、トヨタ(0.36)や GM(0.24)、フォルクスワーゲン(0.16)、ダイムラー(0.08)よりはるかに高い。売上高に比べ、多くの特許訴訟を提訴されているという意味だ。2011 年と 2013 年の訴訟件数を比較すると、フォルクスワーゲン(13→5 件)、トヨタ(28→16 件)、ダイムラー(7→3 件)など、徐々に減少しているが、現代車は同期間中、7 件から 18 件と大幅増えた。

世界 5 位の自動車メーカーとして急浮上し、グローバル特許管理会社(NPE)などから集中的な攻勢を受けていると解釈される。

技術別では、車両診断システム、車両の位置追跡設備、車両の速度コントロール及び減速システム、交通状況通知システムなど、スマートカー技術に集中されている。しかし、現代車は、ほかのメーカーにはなかったエアバッククッション、エアコンの圧縮機、電気切削機など、製造会社から提起された特許訴訟が目立つ。

これについて知識財産研究院は、「こうした技術は、NPE ではなく、製造会社と進められた訴訟であり、回避設計で十分に予防できた」と説明し、「現代車の特許紛争防止及び対応が不十分だったのでは」という判断を示した。

知識財産研究院は、世界のグリーンカー関連の特許件数が 2006 年に 1 万 2228 件から 2011 年 2 万 2255 件と 182%増加し、スマートカー関連の韓国における特許出願件数が同期間中、119 件から 342 件に増加するなど、今後、両分野で特許係争が急増するという予想を示した。

<キム・ヨンジュ記者>

### 3-4 サムスン、日本の特許訴訟でアップルに敗訴

電子新聞(2014. 3. 26)

日本で進められているアップルとのスマートフォン 117 特許訴訟原審でサムスンが敗訴した。アップルがサムスン電子の特許を侵害していないという判決が下された。

東京地裁は 25 日、アップルの日本法人がサムスンのスマートフォン関連特許を侵害したかを確認する訴訟で、アップルがサムスン特許を侵害していないと判決した。

裁判部は、サムスン側が「特許権侵害に基づいた損害賠償請求権を有していない」と判

示した。

今回の訴訟の争いは、アップルのiPhone 4と4S、iPad 2などの機器から基地局にデータを安定的に送信する技術がサムスンの特許範囲内に含まれるかであった。サムスンは、「特許を守るため、控訴など必要な措置を検討する計画」と述べた。

<キム・ウォンソク記者>

### 3-5 アップル、サムスンとの2回目の訴訟で20億ドルの損害要求

デジタルタイムズ(2014.3.31)

サムスン電子との2回目の特許訴訟においてアップルは、20億ドル以上の損害賠償を求めるとイギリスのフィナンシャルタイムズが30日に報じた。

同新聞は、31日から米国で新しく始まる特許訴訟において、サムスン電子の2011年以降の機種1台に当たり33~40ドルの賠償金をアップルが請求するという内容の記事を報じた。

また、アップルがiPhoneの特許使用の対価としてサムスン電子に支払いを求める賠償金の総額は、20億ドルに達すると推算した。

2012年、アップルとサムスン電子の第1回目の訴訟で陪審員は、サムスン電子に対し10億5千万ドルの賠償を命じる評決を出したが、カリフォルニアのサンノゼ裁判所は、賠償金を9億2千900万ドルに減額し確定した。

同新聞はまた、サムスン電子も2回目の訴訟ではiPhone 5とiPad Miniなどの製品が自社の特許を侵害したとして2千200万ドル以上の損害賠償を請求するという見通しを提示した。

<デジタルニュース部>

## デザイン (意匠)、商標動向

### 4-1 KIPO、4月1日から商標・デザインまで一括審査拡大実施

韓国特許庁(2014.3.27)

韓国特許庁は、企業の事業戦略に基づき、複数の出願を望む時期に審査する一括審査制度を4月1日から商標とデザインにまで拡大し、申請要件の規制の見直し案を発表した。

一括審査制度は、昨年12月から特許・実用新案を対象に開始しており、SKイノベーションが13件の特許出願を申請して現在、同時審査中にある。来月からは、申請対象を拡大し、申請が便利になるよう見直して本格的な施行が始まる。

この制度を利用すれば、特許から商標、デザインまで一括審査の結果が受けられるため、創造経済の中核的基盤である融合・複合技術の知的財産権を一括的に確保できると

期待されている。

これまでは、一括審査の申請のため、全ての出願の優先審査申請を要件としたが、必要な場合のみ優先審査を申請できるように制度を見直し、出願人の負担を最小限にした。

また、製品の写真と取引の領収書の全てを証明書類として提出しなければならなかったが、出願人の利便性を配慮し、両方のうち一つだけ提出するよう規制を見直す一方、企業の営業秘密保護に必要な場合、新製品の事業準備証明資料を特許庁に提出する代わりに、審査官が閲覧することで代替できるよう制度を見直す。

一括審査制度は、説明会を通じて審査官と出願人との積極的なコミュニケーション・協力を後押しし、一括審査の申請で諸知財権を企業の望む時期に審査するオーダーメイド・ワンストップ審査支援サービスだ。

同時に、特許・実用新案・商標・デザインの審査部署が連携し、様々な知財権を同時に審査サービスすることで、特許庁内部の部署間の隔たりを無くす「政府 3.0」の価値を実践する制度と評価できる。

一括審査の申請対象は、「事業実施または準備」、「海外輸出」関連の出願だ。中小企業及び創業支援のため、「ベンチャー企業」、「技術革新型の中小企業」、「一人創造企業」の出願も一括審査申請が可能だ。

特許庁が運営するオンラインの特許出願サイト「特許路 (www.patent.go.kr)」で一括審査の申請を受付けている。

特許審査制度課のキム・ジス課長は、「一括審査の対象を拡大し、申請要件を緩和して企業の特許戦略の確立と時期適切な新製品の知財権保護に役立つと期待されている。今は、制度施行の初期段階であり、申請件数が少ないが、多くの企業から問い合わせを受けている。この制度をうまく利用して得をする企業が増えると期待している」と述べた。

## その他一般

### 5-1 13年の韓国の国際特許出願世界5位

デジタルタイムズ(2014.3.18)

昨年における韓国の国際特許出願件数が世界5位となった。

世界知的所有権機関(WIPO)が最近発表した「2013年の暫定出願統計資料」によると、韓国の国際特許出願件数は1万2386件と、全体の20万5300件の6.0%を占め、世界5位となった。

前年(1万1847件)に比べ4.5%増加し、韓国は4年連続世界5位の座を維持した。

1位は5万7239件(27.9%)を出願した米国が獲得し、日本(4万3918件)、中国(2万1516件)、ドイツ(1万7927件)などが後を次いだ。特に中国は、2012年4位から出願件数が15.6%増えてドイツを抜いて3位になった。

世界の出願件数は、米国、中国、韓国の急速な出願増加に後押しされ、初めて20万件を超えた。全体の出願増加件数のうち、韓国は、米国56%、中国29%に続き3番目に高い5.6%だ。

企業別の出願件数では、パナソニックが2881件で1位となり、2年連続1位を獲得した中国の情報通信企業であるZTE(2036件)は2位にランクが下がった。3位は中国のファウェイ(2094件)、4位クアルコム(2036件)、5位インテル(1852件)、5位シャープ(1840件)、6位ボッシュ(1786件)だ。注目すべきなのは、中国のIT企業ZETとファウェイが2,3位を占めるなど、中国企業が躍り出ていることだ。世界10位の特許出願企業では、日本企業3社、中国と米国企業が各2社、ドイツ・スウェーデン・オランダ各1社が名を上げている。

韓国企業では、サムスン電子が前年の733件より460件増加した1193件となって13位を、LG電子1170件(15位)、LG化学449件(34件)となった。

世界の研究機関及び教育機関の順位では、KAISTが105件を出願して7位となり、ポステック(83件)、ソウル大学(80件)はそれぞれ12位、13位となった。

昨年の国際商標出願件数は4万6829件と、前年比6.4%増加し、ドイツ(6822件)、米国(6043件)がそれぞれ1位、2位となった。韓国は510件を出願して18位だ。

<イ・ジュンギ記者>



過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。  
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム